

さいたま市告示第 7 7 9 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、西区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
C 第 2 2 0 号 線	さいたま市桜区西堀一丁目 1945 番 3 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市桜区西堀一丁目 1946 番 1 地先	
D 第 1 9 2 号 線	さいたま市南区曲本一丁目 508 番 1 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市南区曲本一丁目 506 番地先	
N 第 3 8 0 号 線	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2958 番 1 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2992 番 1 地先	
N 第 3 8 4 号 線	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 2993 番 1 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市緑区大字大崎字棚井前 3007 番 1 地先	
1 1 2 5 3 号 線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1492 番 1 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1484 番 5 地先	
3 1 0 1 9 号 線	さいたま市西区宮前町 1579 番 3 地先	令和 7 年 5 月 2 日
	さいたま市西区宮前町 1578 番 1 地先	